

沼津市バナー広告表現基準

平成19年4月2日決裁

平成31年4月1日改正

(目的)

第1条 この基準は、沼津市ウェブページに民間事業者等のバナー広告を掲載するにあたって、その広告表現について、沼津市広告掲載要綱、沼津市広告掲載基準及び沼津市ホームページバナー広告掲載要領に規定する事項のほか、ページデザイン及びユーザビリティを保持するために必要な事項を定めるものとする。

(禁止表現)

第2条 次の表現を含んだバナー広告は、ユーザーの意思に反した動きをしたり、ユーザーに誤解を与えたりするおそれがあるため、禁止とする。

- (1) 「閉じる」、「いいえ」、「キャンセル」などのボタン
- (2) アラートマーク
- (3) ラジオボタン
- (4) テキストボックス（入力できるように見えるもの）
- (5) プルダウンメニュー（下に選択肢があるように見えるもの）
- (6) GIF アニメ・フラッシュ等動きのあるもの

(市ホームページとの区別)

第3条 次の表現については、利用者が市ホームページのコンテンツの一部であるかのように混同するおそれがあるため、禁止とする。

- (1) 市ホームページと類似の色調及び字体を使用するもの。
- (2) 「施設ガイド」「教育相談」など市政を連想させる分野において一般的な表現を用いるなど、ユーザーが市の事業であると錯誤しやすいもの。

(色調)

第4条 文字色と背景色のコントラスト（明度差）は十分にとり、文字を読みやすくするよう配慮しなければならない。

(解像度)

第5条 文字やイラスト等の解像度については適正な処理を行い、鮮明に見えるようにしなければならない。

(広告の規格)

第6条 広告の規格は、原則として次のいずれかとする。

(1) 大きさ 縦60ピクセル×横 150ピクセル

形式 GIF ・ JPEG

データ容量 10KB以下

(2) 大きさ 縦 120 ピクセル×横 300ピクセル

形式 GIF ・ JPEG

データ容量 20KB以下